



一関市の小規模事業者限定！



# 岩手県小口事業資金 小規模小口資金 が、市の補給で低利になります!!

## ■ 補給対象者 ■

県小規模小口資金貸付利用者のうち、一関市に住民登録、または法人登記をしている法人・個人  
(本融資制度の貸付対象については、裏面をご覧ください)

## ■ 補給内容／資格 ■

【利子補給】 1. 1%

【保証料補給】 岩手県信用保証協会が定める区分ごとに、下表のとおり (単位: %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2
補給率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.550	0.350	0.250	0.675	0.450

※1 貸借対照表を作成していない場合

※2 セーフティネット保証の場合

## ■ 利用者の負担 ■

【金利】 3年以内 年0.85%以内 / 3年超7年以内 年1.05%以内

【保証料】 岩手県信用保証協会が定める区分ごとに、下表のとおり (単位: %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2
保証料	0.400	0.350	0.300	0.300	0.275	0.250	0.250	0.250	0.200	0.275	0.250

※1 貸借対照表を作成していない場合

※2 セーフティネット保証の場合

※実際の負担額については、融資を申し込む金融機関の担当者にお尋ねください。

■取扱金融機関 岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・一関信用金庫

■お問い合わせ 上記金融機関、一関商工会議所、一関市商政・労政課

「一関市中小企業振興資金貸付制度」よりも、本補給制度のほうが低利となっております。  
裏面に記載されている小規模小口資金の貸付要件に該当される方は、こちらの制度をご利用ください。

## 小規模小口資金

岩手県内の小規模な事業者の小口の資金需要に対応する資金です。

### 融資対象者

岩手県内に事業所を有する従業員数 20 人（商業・サービス業は 5 人（宿泊業・娯楽業は 20 人））以下の小規模な事業者

### 融資条件

資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	2,000 万円以内 ・既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内となる新規の保証に限ること
融資期間	設備資金 7 年以内（据置 1 年以内） 運転資金 5 年以内（据置 1 年以内）
融資利率	<b>固定金利</b> 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3 年以内 年 1.95%以内 3 年超 7 年以内 年 2.15%以内
保証料率	経営状況に応じ年 0.45～1.50%（9 区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年 0.7% ・商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から推薦を受けた場合は、年 0.05%割引 ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	不要
保証人	原則として法人における代表者を除き不要
市町村の補給	県内の一部市町村において、利子・保証料の補給を行っています。 補給内容については、各市町村商工担当窓口にお問い合わせください。

### 申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。

《取扱金融機関》

普通銀行、信用金庫、信用組合の県内各本支店

※ 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

### お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541

FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索